

居宅介護支援事業所重要事項説明書

1. 事業者の概要

事業者名（法人名）	株式会社優気
法人代表者名	代表取締役 飯島悦子
法人所在地	姫路市広畑区城山町2番7号城山ビル302
電話番号	079-240-7912
FAX 番号	079-240-7913

2. 居宅介護支援事業所の概要及びサービス提供地域

事業所名	ケアプランセンター優気
所在地	姫路市広畑区城山町2番7号城山ビル302
電話番号	079-240-7912
FAX 番号	079-240-7913
介護保険事業所番号	2874006089
管理者	飯島悦子
サービス提供地域	姫路市（安富町、家島町を除く） ※地理的条件によって考慮する場合あり

3. 事業所の職員体制

管理者兼務	主任介護支援専門員	1名
常勤専従	介護支援専門員	1名以上
非常勤	介護支援専門員	適正な数

4. サービス提供相談受付

区分	月曜～土曜	休日
提供時間	9:00～18:00	国民の祝日、日曜 12月29日～1月3日 8月13日～8月15日

※ 緊急連絡先番号 079-240-7912 （ケアプランセンター優気）

5. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

(1) 利用者からの申し込み

(2) 契約の締結

利用者からの申し込みにより担当者が説明いたします。当事業所にて、ケアプラン作成について担当させていただくことで、ご了解頂けましたら契約書を取り交わします。

(3) 要介護認定等の申請

介護保険申請、要介護更新申請、要介護区分変更申請などについて、利用者の意思を確認したうえで、申請の代行など必要な援助を行います。

(4) アセスメント

利用者の自宅を訪問して、利用者及びその家族と面接し解決すべき課題を明らかにします。

(5) 居宅サービス計画原案の作成

アセスメント結果等を基にどのような支援が必要かを利用者と調整し、利用者と合意した結果に基づき居宅サービス計画原案を作成します。

(5) サービス担当者会議の開催もしくは、事業所等への照会

居宅サービス計画原案の内容について、担当者から専門的な意見を求めます。

(6) 居宅サービス計画原案の説明・同意・交付

居宅サービス計画原案の内容を利用者または家族に説明し、同意を得て交付します。

(7) サービスの提供

介護サービス事業者に対し、居宅サービス計画に基づき適切にサービスが提供されるよう連絡や調整などを行ないます。

(8) モニタリング

1ヶ月に1回利用者宅を訪問し、利用者の状態やサービスの利用状況について把握します。同時にサービス事業者より報告を得て、サービス実施状況を把握し、必要な連絡調整を行います。状態の変化や利用者の要望に応じて居宅サービス計画の変更や要介護認定の再申請の代行等を行います。

なお、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用したモニタリング時は、2カ月に1回の訪問となります。その際は、利用者の同意を得、サービス担当者会議で、「利用者の状態安定」「利用者がテレビ電話を通じて意思疎通できる」「テレビ電話装置等で収集できない情報について、他のサービス事業者と連携し情報を収集する」などを主治医や担当者その他関係者の合意を得ます。

(9) 居宅サービス計画の変更

利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合や当事業所がその必要性を判断した時は双方で話し合い、ご了解を受けたあと居宅サービス計画を変更致します。

(10) 給付管理

居宅サービス事業者より実施状況を把握し、それに基づいて毎月給付管理票を作成したあと兵庫県国民健康保険団体連合会へ提出致します。

(11) 施設入所への支援

利用者が介護保険施設の利用を希望した時は、施設の紹介をするなどのお手伝いを致します。

6. 緊急時の対応

サービス提供にあたり、事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、救急機関等に連絡します。(緊急連絡先については、別紙で確認)

7. 入院時の情報提供

利用者が入院される時は、利用者又は御家族から、担当ケアマネにご一報いただけますようお願いいたします。また、入院される病院又は診療所に対し、当事業所の事業所名、担当職員の氏名及び連絡先をお伝えいただくように、ご協力をお願いいたします。入院時には、担当ケアマネから病院や診療所に、情報を送付します。

8. 利用料金

(1) 利用料

- 1) 要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。(ただし、保険料の滞納等がある場合には償還払いや保険給付が制限される場合がありますので、実費の支払いとなりえる場合があります)
- 2) 要介護認定の結果、自立(非該当)となった場合は、要介護認定前に利用された居宅サービスに関する利用料は、原則的に利用者の全額負担となります。
- 3) 要介護認定の結果、認定前に提出されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合は、保険給付されないサービスに係る費用の全額が利用者の負担となります。

(2) 解約料

利用者はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

(3) その他の料金

交通費

通常の事業区域外でのサービス提供については、運営規定に定める次の区分により利用料金を申し受けます。

通常の実施地域を超え、

- ・片道 10 km未満 800円
- ・片道 10 km以上の場合は、5 km毎に300円を加算
- ・タクシーを利用した場合は実費

9. 当事業者の居宅介護支援の特徴

(1) 事業の目的

- 1) 株式会社 優気 が開設する指定居宅介護支援事業所（以下「事業所」という）が行う指定居宅介護支援事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態にある利用者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とします。

(2) 運営方針

- 1) 利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう総合的かつ効率的にサービスの提供を行います。
- 2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが総合的かつ効果的に提供されるよう、配慮いたします。
- 3) 利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう公正中立に行います。
- 4) 事業の運営に当たっては、関係市町・地域包括支援センター・地域の保健医療および福祉サービス事業所・介護保険施設・病院等との連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- 5) 地域包括支援センター等が主催する地域ケア会議から利用者に関する資料又は情報の求めがあった場合には、介護保険法上の位置づけに基づき、協力するものとします。
- 6) 看取り期における本人の意思尊重をしたケアの充実を図るため「人生の最終段階における医療・ケアプロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取り組みを行います。

7) 上記の他「指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準（厚生省令第38号）」を遵守します。

6) 職務上知り得た情報は正当な理由なく、第三者に提供しません。

(3) 職員体制

管理者 管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うと共に、自らも指定居宅介護支援の提供を行う。

介護支援専門員 利用者数が45又はその端数を増す毎に介護支援専門員を一名増員する。

(4) 介護支援の実施概要

居宅サービス計画書およびアセスメントについては、介護保険法令通知のガイドラインに沿った様式で作成いたします。

(5) サービス利用のために

事 項	有無	備 考
介護支援専門員の変更	有	変更を希望される方はお申し出ください 事業所の都合のために変更する場合があります。
調査（課題把握）の方法	－	介護保険法法令通知の要綱に沿った方式でアセスメントと課題の把握を行ないます。
介護支援専門員への研修の実施	有	適切な援助ができるよう、内外の研修に積極的に参加します

10. 認知症取り組みに関する事項

当事業所は、認知症対応力の向上と利用者の介護サービスの選択に資する観点から、認知症への研修を積極的に実施します。

11. 虐待防止に対する事項

(1) 当事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講ずるものとします。

- 1) 虐待を防止するための従業者に対する定期的な研修の実施
- 2) 虐待防止に対する担当者を置いて対応
- 3) その他虐待防止のために必要な措置。定期的な委員会の開催および従業者への周知徹底、指針整備

4) 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制整備、虐待再発防止のための環境整備

(2) 当事業所は、虐待の事実や疑いがある場合は、速やかに市町村及び地域包括支援センターに通報し、利用者の人権の擁護や身体的危険から身を守るように各サービス事業者や地域、行政、病院などと連携を図り、本人の身の安全や権利擁護につとめます。その際、必要があれば成年後見制度の利用ができるよう、支援します。

12. 感染症や災害対策に対する強化事項

(1) 当事業所は、感染症の予防及びまん延の防止のため次の措置を講ずるものとします。

- 1) 感染症予防及びまん延防止のための従業者に対する研修及び訓練の実施
- 2) その他感染症の予防及びまん延防止のための必要な措置（委員会の開催、指針整備、研修の実施、訓練等）

13. 事業継続（BCP）の策定

- (1) 感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築するものとします。
- (2) 業務継続に向けた計画（BCP）等の策定、定期的な研修や訓練の実施を行います。

14. ハラスメント対策の強化

(1) ハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、次の措置を講ずるものとします。

- 1) 従事者に対するハラスメント指針の周知・啓発
- 2) 従事者からの相談に応じ、適切に対処するための体制の整備
- 3) カスタマーハラスメント防止のために必要な措置
- 4) その他ハラスメント防止のために必要な措置

(2) ハラスメント行為などにより、健全な信頼関係が築かないと判断した場合は、サービス中止や契約解除することがあります。サービス利用にあたり、次の事を禁止事項とします。

- 1) 事業者の職員に対して行う暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為
- 2) カスタマーハラスメント、パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為
- 3) 職員の写真や動画撮影、録画等を無断でSNS等に掲載する

15. サービス内容に関する相談、苦情窓口

(1) 当事業所ご利用者様相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関する件、居宅サービスについての相談・苦情については、次の窓口にご連絡願います。

相談場所	ケアプランセンター 優気
相談窓口	苦情受付責任者 管理者 飯島 悦子
電 話	079-240-7912
FAX	079-240-7913
受付日・時間	月曜日～土曜日 9:00～18:00
※ 日曜、祝日及び12月29日～1月3日、8月13日～8月15日をのぞく。但し、緊急時はこの限りではない	

(2) 行政相談窓口

当事業所以外に、公的機関に相談・苦情の訴えや相談ができます。

公的機関	電 話
姫路市介護保険課	所在地 姫路市安田4丁目1番地 姫路市役所 TEL 079-221-2923 FAX 079-221-2925 月～金 8:35-17:20 土日祝日、12月29日～翌年1月3日まで閉庁
国民健康保険団体連合会 (国保連)	所在地 神戸市中央区三宮町1丁目 TEL 078-332-5601 FAX078-332-0986 月～金 8:45-17:15 土日祝日、12月29日～翌年1月3日まで除く

(3) その他

利用者に適切と思われる介護サービスのご紹介やご提案を行いますが、その際の居宅サービス事業者と利用者間の事故およびトラブル等については、各サービス事業所と利用者間の間で協議していただきます。最終的な責任や弁償などに関しては、当事業所では責任を負いかねます。

居宅介護支援事業所 ケアプランセンター 優気 と契約の締結に当たり、重要事項説明書の説明を受けました。これに双方、同意いたします。

本書 2 通を作成し、双方が、署名押印の上、1 通ずつ保有するものとします。

令和 年 月 日

事業者 所在地 〒671-1108 姫路市広畑区城山町 2-7 城山ビル 302

名 称 株式会社 優気

代表者 代表取締役 飯島 悦子 印

事業所 所在地 〒671-1108 姫路市広畑区城山町 2-7 城山ビル 302

名 称 ケアプランセンター 優気

管理者 飯 島 悦 子 印

説明担当者 所 属 ケアプランセンター 優気

氏 名 印

利用者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

代理人又は立会人 住 所 _____

氏 名 _____ 印 (続柄 _____)

【緊急時の連絡先】

【第一緊急連絡先】

氏 名	(続柄)
住 所	〒 —
電話番号 (固定・携帯)	

【第二緊急連絡先】

氏 名	(続柄)
住 所	
電話番号 (固定・携帯)	

【医療機関連絡先】

医療機関名	
受診科	
主治医氏名	
住 所	
電話番号	